

独立行政法人大学入試センター実施方法部会規則

平成30年10月1日
規則第15号

改正 令和元年9月30日規則第44号

改正 令和2年3月31日規則第79号

改正 令和7年6月30日規則第12号

独立行政法人大学入試センター実施方法部会規則

(設置)

第1条 大学入学共通テスト企画委員会（以下「企画委員会」という。）に、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施等に関する各号に掲げる事項を調査審議するため、実施方法部会（以下「部会」という。）を置く。

- 一 実施方法及び情報処理に係る基本方針案の策定
- 二 実施方法及び情報処理についての企画立案
- 三 その他理事長が必要と認める事項

(委員)

第2条 部会は、25人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事長が委嘱する。
 - 一 大学、大学共同利用機関法人又は独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）以外の独立行政法人の教授又は准教授
 - 二 高等学校等教育関係者
 - 三 学識経験者
 - 四 配慮事項部会部会長
 - 五 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

- 2 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 3 部会に副部会長を置くことができ、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(部会の招集)

第5条 部会は、理事長の求めに応じ、部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会の運営)

第7条 部会は非公開とし、部会の議事の概要はこれを公表する。

(臨時委員)

第8条 部会に、委員のほか特別な事項について調査審議を行うため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

一 大学、大学共同利用機関法人又はセンター以外の独立行政法人の教授又は准教授

二 高等学校等教育関係者

三 学識経験者

四 その他理事長が必要と認める者

3 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

4 臨時委員は、部会長の要請に応じて部会に出席し、必要な意見を述べることができる。

ただし、臨時委員は、部会の定足数に含まない。

5 臨時委員は、議決に加わることができない。

(検討結果等の報告)

第9条 部会長は、検討結果又は検討経過を企画委員会に報告する。ただし、特定の事項については直接理事長に報告する。

(意見の聴取)

第10条 部会は、調査審議を行うに当たって、必要に応じ委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)以外の学識経験者又はその他理事長が認めた者を出席させて意見又は助言を求めることができる。

(秘密保持)

第11条 委員等は、委員としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条により部会に出席した者は、当該部会への出席により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(解嘱)

第12条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(ワーキンググループ)

第13条 部会に、特別な事項について調査審議を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに座長を置き、委員のうちから部会長が指名する。

(配慮事項部会及び問題作成部会との連携)

第14条 部会は、調査審議を行うに当たって、配慮事項部会及び問題作成部会と緊密に連携する。

(庶務)

第15条 部会の庶務は、事業第一課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日）

この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。